

障害者雇用納付金制度の改正

平成22年7月1日から障害者雇用納付金制度が改正されました。

7月1日から改正障害者雇用促進法の一部が施行され、障害者雇用の義務が拡大されました。

- ① 納付金支払対象事業主の拡大 ⇒ 常時雇用労働者数201人以上の企業にも適用されます。
 - ② 対象となる従業員 ⇒ 週労働時間20時間以上～30時間未満も1人を0.5人とカウントします。
 - ③ 新たに適用対象となる企業には5年間は4万円に減額されます。
- ※ 流通、外食などパート、アルバイトを多く雇用する業種の対応が特に必要です。